

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金 制度 Q & A

令和 8 年 4 月
福島県病院局

Q 1 双葉地域における中核的病院とは？

A 1 双葉地域の医療提供体制の中核を担う新たな病院として、「地域に密着し、住民が安心して生活するための連携の核となる病院」「地域の発展に貢献し、医療従事者に魅力のある病院」をコンセプトに福島県立医科大学の附属病院として整備を進めており、令和 11 年度以降、できるだけ早期の開院を目指しています。

中核的病院の整備基本計画は下記 URL をご確認ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/futabakeikaku.html>

Q 2 他の奨学金との併用は可能？

A 2 本事業と同様に、卒業後に特定の施設に勤務することを要件とする返還免除規定を備えた修学資金との併用はできません。また、福島県医療人材対策室で実施する福島県看護師等修学資金貸与事業との併用もできません。

なお、日本学生支援機構の奨学金との併用は可能です。

Q 3 申請手続きの流れは？

A 3 主な流れは以下のとおりとなりますが、詳細は募集要項を確認してください。

① 修学資金貸与の申請

申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて、提出してください。

○ 提出書類

- ・ 看護師修学資金貸与申請書（第 1 号様式）
- ・ 養成施設の長の推薦書（第 2 号様式） ほか

○ 提出先

〒960 - 1295 福島市光が丘 1 番地

双葉中核的病院整備準備室

メール：chuukaku.jinzai@pref.fukushima.lg.jp

② 修学資金貸与の審査

提出された申請書等は、福島県病院局が審査し、貸付の可否を決定し、書面により申請者に通知します。

③ 承認決定後の対応

貸与契約書の締結や修学資金送金口座の確認を行います。

第1回目の修学資金の交付時期は契約締結後となり、その後は毎月月末に当該月分を交付します。

Q 4 どのような場合に返還免除となるか？

A 4 全額返還免除となる主なケースは以下のとおりです。

なお、以下のいずれの場合も、卒業後2年以内に看護師免許を取得し、看護師免許を取得後直ちに中核的病院又は福島県立医科大学附属病院等（福島県立医科大学附属病院、福島県立医科大学会津医療センター附属病院、福島県ふたば医療センター附属病院）で看護師業務に従事することが必要になります。

① 貸与期間が4年間の場合

- ・ 中核的病院に8年間勤務した場合（※1）
- ・ やむを得ない事由により福島県立医科大学附属病院等に2年間、中核的病院に7年間勤務した場合（※2）

② 貸与期間が3年間の場合

- ・ 中核的病院に6年間勤務した場合（※1）
- ・ やむを得ない事由により福島県立医科大学附属病院等に2年間、中核的病院に5年間勤務した場合（※2）

※1 修学資金の貸与期間の2倍の期間、中核的病院に看護師として勤務した場合には全額返還免除となります。

※2 原則として中核的病院に勤務することになりますが、中核的病院の開院前その他自己の責めに帰することができない事由など、病院事業管理者がやむを得ない事由があると認める場合には、福島県立医科大学附属病院等に勤務した期間についても、当該期間を2分の1に換算して中核的病院に勤務した期間に算入します。

ただし、自己都合による場合など、やむを得ない事由があると認められない場合には、福島県立医科大学附属病院等の勤務期間は、中核的病院に勤務した期間に算入されません。

Q 5 Q 4で「病院事業管理者がやむを得ない事由があると認める場合には、福島県立医科大学附属病院等に勤務した期間についても、当該期間を2分の1に換算して中核的病院に勤務した期間に算入します」とあるが、具体的にどのような場合が該当するのか？

A 5 中核的病院の開院前（令和11年度以降できるだけ早期の開院を予定）や、福島県立医科大学附属病院等での研修実施など、病院の人事運営上、中核的病院での勤務が困難な場合が該当します。詳細は個別に相談してください。

Q 6 採用試験に不合格となった場合、どうなるか？

A 6 卒業年度中に採用とならなかった場合は返還対象となります。
ただし、年度内に採用試験が複数回実施される場合、一度不合格になったことで直ちに返還対象になるわけではありません。返還の必要性が生じた際には別途通知いたします。

Q 7 看護師の国家試験に不合格となった場合、どうなるか？

A 7 卒業翌年度の国家試験までに合格すれば返還する必要はありません。

Q 8 長期の休職や休暇等を取得した場合、勤務期間はどうか？

A 8 次の休職・休暇等のうち、取得期間が1か月以上のものは返還免除に係る勤務期間の対象外となります。

- ・休職（業務起因を除く）
- ・配偶者同行休業
- ・停職
- ・病気休暇
- ・育児休暇
- ・出産休暇
- ・自己啓発等休業
- ・介護休暇

Q 9 返還猶予申請書は、いつまでに提出すればよいか？

A 9 申請事由が生じた場合には、募集要項に定める手順に従い、速やかに申請してください。

Q10 結婚等により氏名や住所が変わった場合、どのような手続きが必要か？

A10 本人や連帯保証人の氏名、住所等に変更が生じた場合は、その旨を記載した文書にそれを証する書類を添えて、直ちに届け出てください。